備考　W_{TEC}とは、１週間当たりの消費電力量（単位　ワット時毎週）を表し、週５日の稼働を前提とし１週間当たりの消費電力量（単位　ワット時毎週）を表し、複合機が１週間に週５日稼働すると仮定し、下記の算式により、稼働する５日間の消費電力量と稼働しない２日間の消費電力量を合計することによって算出する。

$W_{TEC}=（W_D\times５）+（W_S\times48）$

W_D　：１日当たりの消費電力量（単位　ワット時毎日）

W_S　：１時間当たりのスリープ時の消費電力量（単位　ワット時毎時）

⑴　W_Dとは、１日当たりの消費電力量（単位　ワット時毎日）を表し、下記の算式により、算出する。スリープ時への切り替えは、１日のうち昼休みが始まる際（午前）と労働時間が終了した際（午後）の２回行われるものとする。

$W_D=W_J+（W_T\times２）+W_{DS}$

W_J　：印刷に必要な１日当たりの消費電力量（単位　ワット時毎日）

W_T　：スリープ時への切り替え時の消費電力量（単位　ワット時）

W_{DS}：スリープ時の１日当たりの消費電力量（単位　ワット時毎日）

①　W_Jとは、別表２において機器の印刷速度に応じて定められた１日当たりの印刷回数の印刷を行うために必要な消費電力量を表し、下記の算式により算出する。

$W_J=（W_{J1}\times２）+（W_{AJ}\times（J-２））$

W_{J1}：別表１の５）の試験（以下「印刷試験１」という。）において計測される消費電力量（単位　ワット時）

W_{AJ}：別表１の６）の試験（以下「印刷試験２」という。）、別表１の７）の試験（以下「印刷試験３」という。）及び別表１の８）の試験（以下「印刷試験４」という。）において計測される消費電力量の平均（単位　ワット時）

J　：１日当たりの印刷回数（単位　回）

※Ｊとは、１日当たりの印刷回数（単位　回数）を表し、別表２において印刷速度に応じて定められたものをいう。

②　W_Tとは、別表１の９）の試験で計測される消費電力量をいう。

③　W_{DS}とは、１日当たりのスリープ時の消費電力量（単位　ワット時毎日）を表し、下記の算式により算出する。

$W_{DS}=（24-((J／４)+(T\times２)))\times W_S$

J　：１日当たりの印刷回数（単位　回）

T　：スリープへの切り替え時間（単位　時間）

W_S　：スリープ時の消費電力量（単位　ワット時毎時）

※Ｔとは、スリープへの切り替え時間（単位　時間）を表し、別表１の９）の試験において測定される時間をいう。

⑵　W_Sは、別表１の４）の試験において計測される消費電力量をいう。

３－２　測定条件

別表１における消費電力量及び時間の測定は、次の条件の下で行うものとする。

⑴　定格入力電圧は、交流電源100±１ボルトとし、電源周波数は50ヘルツ±１パーセント又は60ヘルツ±１パーセントとすること。ただし、最大消費電力が1.5キロワットを超える製品については、交流電源100±４ボルトとする。

⑵　全高調波歪は、２パーセント未満とすること。ただし、最大消費電力が1.5キロワットを超える製品については、５パーセント未満とすること。

⑶　周囲温度は、23±２度とし、相対湿度は、65±10パーセントとすること。

⑷　用紙は、Ａ四判であって、64ｇ／㎡±５パーセントとすること。

⑸　測定装置については、以下の要件を満たす計測器を用いること。

①　周波数応答が３キロヘルツ以上のもの。

②　消費電力測定値のワット数に従い、測定装置の分解能が以下の設定であるもの。

１）　10ワット以下の消費電力測定値については0.01ワット以下

２）　10ワット超から100ワット以下の消費電力測定値については0.1ワット以下

３）　100ワット超から1.5キロワット以下の消費電力測定値については１ワット以下

４）　1.5キロワット超の消費電力測定値については10ワット以下

③　測定値の精度は５パーセント以内とする。ただし、0.5ワット以下の測定の精度については0.02ワットとする。

④　測定実施日の過去12か月以内に校正を行ったもの。

⑹　計時装置については、秒単位で計時ができるものを用いること。

⑺　測定は、片面画像の原本を用いて、モノクロかつ片面で、印刷する。

⑻　試験画像は、ＩＳＯ／ＩＥＣ規格10561（1999）の試験パターンＡを用いることとし、10ポイントサイズの固定値であるCourierフォント又は類似のフォントを用いるものであること。なお、試験画像は、Ａ四判にレンダリングし、ページ記述言語に対応できる複合機には、画像をページ記述言語で送ること。

⑼　電力管理の移行遅延時間や解像度は、出荷時と同じであり、かつ製造事業者等が取扱説明書又はウェブサイトにおいて推奨する構成に設定する。ただし、出荷時に自動オフ機能が有効にされている印刷機能のある複合機は、無効にして測定すること。また、出荷時の設定がネットワーク接続を可能にしている印刷機能のある複合機については、外部から給電を受けている機器１台以上とネットワークを通じ接続し、データの交換が可能である状態で測定すること。なお、試験用の印刷は、ネットワーク接続された機器であっても、ＵＳＢなど非ネットワーク接続による手段により行うことも可とする。

⑽　給紙装置及び仕上げ用装置は、出荷時と同じであり、かつ製造事業者等が推奨する構成に設定する。なお、出荷時に標準装備されるハードウェアはすべて取り付けて測定する。

⑾　すべての消費電力は、ワット時で記録し、時間は、秒単位の解像度のあるもので計測し、秒単位又は分単位で記録する。

⑿　点検又は保守モード、カラー校正は、測定に含めないこと。印刷試験２、印刷試験３若しくは印刷試験４においてこれらの状態が生じた場合は、その印刷試験を無効とし、印刷試験４の直後に代替の印刷試験を実行する。ただし、無効にした印刷試験を含めて15分間の試験間隔を確保すること。

⒀　除湿機能は、出荷時の状態に設定して測定すること。

⒁　１日当たりの印刷回数及び印刷１回当たりの画像枚数は、別表２の数値を用いるものとする。

別表１（試験の手順等）

試　験　手　順		試験開始時の機器の状態	試験によって測定されるもの	試験中の機器の状態
１）	機器と計測器を接続する。計測器の目盛りをゼロに合わせる。２）の開始まで待機する（５分以上）。	オフ	オフ時の消費電力量及び機器のスイッチが入るまでの時間	オフ
２）	機器のスイッチを入れる。機器が稼働準備時に移行したことを示すまで待機する。	オフ	—	—